

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則 新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: right;">金融庁</p> <p style="text-align: center;">金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則</p> <p>[略]</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 照会</p> <p>(1) 照会窓口</p> <p>照会窓口は、金融庁監督局総務課とし、財務（支）局・沖縄総合事務局所管の金融機関は、財務局等に照会する。財務局等は照会を受けた場合には、<u>金融庁監督局総務課に対し、照会書面を速やかにファックス等により送付する。</u></p> <p>なお、照会窓口たる金融庁監督局総務課は、下記(3)照会書面の記載要領に示す要件を満たした<u>照会書面</u>が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。</p> <p>(2) 照会者の範囲</p> <p>照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、上記1.の対象法令（条項）の適用に係る照会を行う者及び当該者から依頼を受けた弁護士等であって、下記(3)の記載要領を満たした<u>照会書面</u>を提出し、かつ、照会内容及び回答内容が公表されることに同意している者とする。</p> <p>(注) 照会者が法人（及び業界団体）である場合には、役員名で行うこ</p>	<p style="text-align: right;">金融庁</p> <p style="text-align: center;">金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則</p> <p>[略]</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 照会</p> <p>(1) 照会窓口</p> <p>照会窓口は、金融庁監督局総務課とし、財務（支）局・沖縄総合事務局所管の金融機関は、財務局等に照会する。財務局等は照会を受けた場合には、<u>金融庁監督局総務課に対し、照会書（当該照会書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を速やかに送付する。</u></p> <p>なお、照会窓口たる金融庁監督局総務課は、下記(3)照会書の記載要領に示す要件を満たした<u>照会書</u>が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。</p> <p>(2) 照会者の範囲</p> <p>照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、上記1.の対象法令（条項）の適用に係る照会を行う者及び当該者から依頼を受けた弁護士等であって、下記(3)の記載要領を満たした<u>照会書</u>を提出し、かつ、照会内容及び回答内容が公表されることに同意している者とする。</p> <p>(注) 照会者が法人（及び業界団体）である場合には、役員名で行うこ</p>

現行	改正案
<p>とを原則とし、弁護士等である場合には委任状（照会者が法人である場合には役員名によるもの）の提出を求めることとする。なお、法人と弁護士等との連名による照会も可能とし、この場合には、委任状の提出は要しないこととする。</p> <p>弁護士等とは、弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者とする。</p> <p>(3) <u>照会書面の記載要領</u></p> <p><u>照会書面</u>（<u>電子的方法を含む。</u>）は、下記の要件を満たしているものでなければならない（参考：別紙様式1）。</p> <p>① 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実が記載されていること。</p> <p>② 上記1. (2)に基づき金融庁がホームページにおいて公表した法律及びこれに基づく政府令の条項のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項が特定されていること。</p> <p>③ 照会及び回答内容が公表されることに同意していることが記載されていること。</p> <p>④ 上記②において特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠が明確に記述されていること。</p> <p>(4) <u>照会書面の補正及び追加書面の提出</u></p> <p>金融庁は、<u>照会書面</u>の記載内容が不十分な場合、照会者の本人確認をする場合等、必要な限度において照会者に対し、<u>照会書面の補正</u>、<u>追加書面</u>の提出等所要の対応を求めることができる。</p> <p>ただし、<u>追加書面</u>は必要最小限とし、照会者の過度な負担とならないよ</p>	<p>とを原則とし、弁護士等である場合には委任状（照会者が法人である場合には役員名によるもの）の提出を求めることとする。なお、法人と弁護士等との連名による照会も可能とし、この場合には、委任状の提出は要しないこととする。</p> <p>弁護士等とは、弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者とする。</p> <p>(3) <u>照会書の記載要領</u></p> <p><u>照会書</u>は、下記の要件を満たしているものでなければならない（参考：別紙様式1）。</p> <p>① 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実が記載されていること。</p> <p>② 上記1. (2)に基づき金融庁がホームページにおいて公表した法律及びこれに基づく政府令の条項のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項が特定されていること。</p> <p>③ 照会及び回答内容が公表されることに同意していることが記載されていること。</p> <p>④ 上記②において特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠が明確に記述されていること。</p> <p>(4) <u>照会書の補正及び追加資料の提出</u></p> <p>金融庁は、<u>照会書</u>の記載内容が不十分な場合、照会者の本人確認をする場合等、必要な限度において照会者に対し、<u>照会書の補正</u>、<u>追加資料</u>の提出等所要の対応を求めることができる。</p> <p>ただし、<u>追加資料</u>は必要最小限とし、照会者の過度な負担とならないよ</p>

現行	改正案
<p>う努めることとする。</p> <p>(5) <u>照会書面</u>の名宛人 <u>照会書面</u>における名宛人は、照会案件に係る法令を所管する担当課室の長とする。</p> <p>3. 回答</p> <p>(1) 回答期間</p> <p>上記2. の照会を受けた課室の長は、照会者からの<u>照会書面</u>が照会窓口 に到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うものとする。 ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。 なお、いずれの場合においても、補正期間を含めた全体としての処理期間 の短縮に努めることとする。</p> <p>① 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合 原則60日以内</p> <p>② 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障 が生じるおそれがある場合 30日を超える合理的な期間内</p> <p>③ 他府省との共管法令に係る照会の場合 原則60日以内</p> <p>上記2. (4)により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、 回答期間に算入しないものとする。</p> <p>30日以内に回答を行わない場合には、照会者に対して、その理由及び回答 時期の見通しを通知することとする。</p> <p>(2) <u>回答書面</u>の名義人 <u>回答書面</u>の名義人は、照会案件に係る法令を所管する担当課室の長とす</p>	<p>う努めることとする。</p> <p>(5) <u>照会書</u>の名宛人 <u>照会書</u>における名宛人は、照会案件に係る法令を所管する担当課室の長 とする。</p> <p>3. 回答</p> <p>(1) 回答期間</p> <p>上記2. の照会を受けた課室の長は、照会者からの<u>照会書</u>が照会窓口 に到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うものとする。 ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。 なお、いずれの場合においても、補正期間を含めた全体としての処理期間 の短縮に努めることとする。</p> <p>① 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合 原則60日以内</p> <p>② 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障 が生じるおそれがある場合 30日を超える合理的な期間内</p> <p>③ 他府省との共管法令に係る照会の場合 原則60日以内</p> <p>上記2. (4)により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、 回答期間に算入しないものとする。</p> <p>30日以内に回答を行わない場合には、照会者に対して、その理由及び回答 時期の見通しを通知することとする。</p> <p>(2) <u>回答書</u>の名義人 <u>回答書</u>（当該回答書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の</p>

現行	改正案
<p>る。</p> <p>(3) 回答の方式</p> <p>照会に対する回答は、<u>書面</u>により行うものとする（参考：別紙様式2）。ただし、照会者が口頭で回答することに同意する場合には、この限りでない。</p> <p>回答に当たっては、当該事実が照会に係る法令の適用の対象となるか否かに関する見解及び根拠を明示するほか、以下のような注を付することとする。</p> <p>「(注) 本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもある。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではない。」</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. 実施時期</p> <p>平成13年7月16日より実施する。</p> <p>(改正)</p>	<p>名義人は、照会案件に係る法令を所管する担当課室の長とする。</p> <p>(3) 回答の方式</p> <p>照会に対する回答は、<u>書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法</u>により行うものとする（参考：別紙様式2）。ただし、照会者が口頭で回答することに同意する場合には、この限りでない。</p> <p>回答に当たっては、当該事実が照会に係る法令の適用の対象となるか否かに関する見解及び根拠を明示するほか、以下のような注を付することとする。</p> <p>「(注) 本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもある。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではない。」</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. 実施時期</p> <p>平成13年7月16日より実施する。</p> <p>(改正)</p>

現行	改正案
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年 7 月 4 日 上記 4. 改正、実施。 ・平成 16 年 5 月 14 日 上記 3. (3)、(5)改正、実施。 ・平成 17 年 10 月 7 日 上記 2. (3)、3. (1)、(3)、(4)改正、実施。 ・平成 19 年 7 月 2 日 上記 1. (1)、2. (1)、(2)、(3)、(4)、3. (1)、4. 改正、実施。 <p>[追加]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年 7 月 4 日 上記 4. 改正、実施。 ・平成 16 年 5 月 14 日 上記 3. (3)、(5)改正、実施。 ・平成 17 年 10 月 7 日 上記 2. (3)、3. (1)、(3)、(4)改正、実施。 ・平成 19 年 7 月 2 日 上記 1. (1)、2. (1)、(2)、(3)、(4)、3. (1)、4. 改正、実施。 ・<u>令和 3 年 6 月 30 日 上記 2. (1)、(2)、(3)、(4)、(5)、3. (1)、(2)、(3)改正、実施。</u>
<p>別紙様式 1</p> <p style="text-align: center;">金融庁における法令適用事前確認手続（照会書）</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>（担当各課室長）殿</p> <p>照会者名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名） 住所（法人にあっては主たる事務所等の所在地） 〒 連絡先 電 話 番 号 ファックス番号 電子メールアドレス</p> <p>（注）代理人による照会の場合は、照会者に関する事項を</p>	<p>別紙様式 1</p> <p style="text-align: center;">金融庁における法令適用事前確認手続（照会書）</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>（担当各課室長）殿</p> <p>照会者名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名） 住所（法人にあっては主たる事務所等の所在地） 〒 連絡先 電 話 番 号 [削除] 電子メールアドレス</p> <p>（注）代理人による照会の場合は、照会者に関する事項を</p>

現行	改正案
<p data-bbox="443 225 1077 300">記載することのほか、これに準じて当該代理人に関する事項を記載すること。</p> <p data-bbox="174 416 1066 491">金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則 2. (3) の規定に基づき、下記のとおり照会します。</p> <p data-bbox="197 512 875 539">なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。</p> <p data-bbox="618 611 651 635">記</p> <ol data-bbox="174 707 1077 1166" style="list-style-type: none"> 1. 法令の名称及び条項 2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実 3. 当該事実が照会法令の適用対象となる（ならない）ことに関する照会者の見解及び根拠 4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ） <ol data-bbox="241 1094 465 1166" style="list-style-type: none"> (1) 理由 (2) 公表可能時期 	<p data-bbox="1413 225 2047 300">記載することのほか、これに準じて当該代理人に関する事項を記載すること。</p> <p data-bbox="1151 416 2040 491">金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則 2. (3) の規定に基づき、下記のとおり照会します。</p> <p data-bbox="1173 512 1852 539">なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。</p> <p data-bbox="1592 611 1626 635">記</p> <ol data-bbox="1151 707 2054 1166" style="list-style-type: none"> 1. 法令の名称及び条項 2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実 3. 当該事実が照会法令の適用対象となる（ならない）ことに関する照会者の見解及び根拠 4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ） <ol data-bbox="1218 1094 1442 1166" style="list-style-type: none"> (1) 理由 (2) 公表可能時期